



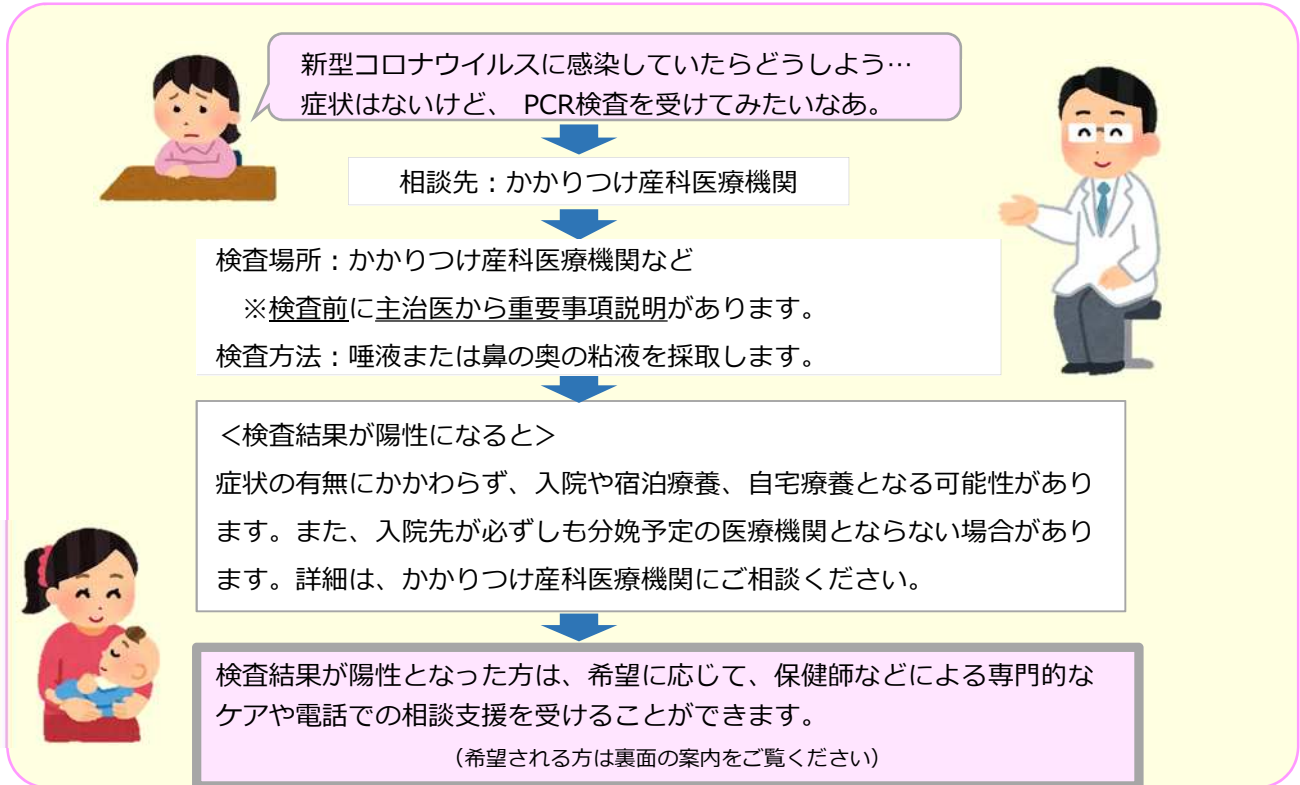
# 新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦の方へ

検査を希望する妊婦の方が新型コロナウイルス検査を受けた場合、その費用の一部を助成します。

対 象 (以下の①、②全てにあてはまる方)	相談先
①分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦の方で下記のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・うつ状態にあるなどの不安をかかえる方</li> <li>・基礎疾患（悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、脂質異常症等）を有する方</li> <li>※医師の判断により、検査の時期が早くなる場合があります</li> </ul> ②発熱などの感染を疑う症状がない方	妊婦健診を受けている かかりつけ産科医療機関

※本ウイルス検査は、令和2年度繰越分による母子保健医療対策総合支援事業において実施するものです。  
 ※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、保健所に設置している受診・相談センターなどに相談のうえ、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなります。  
 ※助成費用の申請期限は、令和4年3月31日(令和4年3月中に検査を受けた場合は令和4年4月30日)となります。

## ■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

・検査の性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。

### <検査結果が陽性となった場合>

- ・症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・本検査結果等につきましては、住民票のある自治体やかかりつけ産科医療機関のある自治体に提供させていただく場合があります。